

2月4日の協議会終了後に公表しますので
取り扱いにご注意願います。

資料 1

第6期赤穂市障がい福祉計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果

募集期間 令和2年12月15日（火）～令和3年1月14日（木）【31日間】

提出された人12人（提出された意見65項目）

| 番号 | 項目 | 寄せられたご意見等の概要 | 市の考え方 |
|----|--|--|---|
| 1 | 第1章 計画策定にあたって 1 計画策定の目的 | 「第5期計画を継承し」とあるが、検証、評価、達成状況などの文言を入れてはどうか。また、取り組むだけではなく策定しますとした方がいいのではないか。（3件） | 本項目は、計画策定の目的として法的根拠及び方向性を示した項目であります。検証、評価等については、自立支援協議会において検討しており、第1章の「4 計画の策定体制」の「(1) 赤穂市障害者自立支援協議会における検討」の項目において、「議論・検討を踏まえて策定しました。」と記載しております。 |
| 2 | 第1章 計画策定にあたって 4 計画の策定体制 (2) ニーズ調査(団体・事業所アンケート) | ニーズ調査の関係機関14件とは、どのような機関なのか。調査の対象に地域の学校は含まれているのか。ニーズ調査の期間と依頼方法を教えてほしい。（2件） | ニーズ調査を実施した関係機関には、赤穂特別支援学校を含み、障がいのある人が関わる医療、就労等機関となっております。市立の小中学校には実施していませんが、教育委員会を通じてニーズ調査を実施しています。また、調査期間は令和2年7月20日から令和2年8月14日まで、メール、郵送にて依頼しております。 |
| 3 | | 特別支援学校にはニーズ調査が届いていないので、今からでもニーズ調査やヒアリング調査をしていただきたい。 | 赤穂特別支援学校からは、ニーズ調査の回答を既にいただいております。 |

| | | | |
|---|------------|--|--|
| 4 | | ニーズ調査でヒアリング調査を希望する事業所等はなかったようだが、関係団体・事業所等に確認をとったのか。 | ニーズ調査の実施にあたり、調査書にはヒアリング調査を希望される場合は、市社会福祉課障がい福祉係まで連絡をいただくよう記載しており、結果として、連絡いただいた団体・事業所等はありませんでした。 |
| 5 | | ニーズ調査は個別に自宅に郵送し、今求めていることを丁寧に把握すべきである。事業所はどちらかというニーズに応えるべき立場（行政と同じ）だと考える。現在、実施している調査方法の見直しを求める。当事者のニーズを反映しているとは思えない。令和3年度からの調査について検討していただきたい。 | ニーズ調査の実施方法等については、自立支援協議会で協議し、承認を得たうえで実施しております。また、調査は計画策定にあたり実施していることから、令和3年度は実施しませんが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 6 | 第2章 赤穂市の現状 | 赤穂特別支援学校や市内支援級に在籍している児童生徒数や事業所の定員数と利用状況を記載すれば、今後の障害福祉サービスの増設の必要性などの検討・予測に繋がる。 | 赤穂特別支援学校の生徒児童は、必ずしも赤穂市内だけではなく市外からの通学者もおられ、また、支援学級の在籍児童生徒が必ずしも障害福祉サービス等を利用されていないことから、それらの数値は表示しておりません。事業所の利用状況については、公表しないこととしております。 |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 7 | 第2章 赤穂市の現状 3 障害福祉サービス等の利用状況 4 地域生活支援事業の実施状況 | 各サービス・事業について、計画値を「上回った」「下回った」原因を付し、事業効果の検証と次期計画に向けた課題や改善点を記述するべきではないか。(2件) | 増減要因等については、事業所の開設等増減要因が明確に分かるものについては記載しておりますが、それ以外については、利用者個々の利用状況によるものです。また、課題や取組方針等につきましては、赤穂市障がい者福祉長期計画に掲載しております。 |
| 8 | | 第5期障がい福祉計画等の達成状況を示し、その結果から見直しをどのように行ったのか示すべきではないか。(6件) | 第5期障がい福祉計画等の実績(見込)状況は、第2章の「3 障害福祉サービス等の利用状況」及び「4 地域生活支援事業の実施状況」に掲載しており、見直した結果については、第5章以降に実績やニーズ調査の内容を踏まえ記載しております。 |
| 9 | 第2章 赤穂市の現状 3 障害福祉サービス等の利用状況 (2) 日中活動系サービス | 令和2年度の生活介護の計画値が125人/月に対し、実績見込が118人/月で、希望者は多いのに減っているのはなぜか。市外の生活介護事業所を利用されている方が増えているのではないか。そうであれば、そのことも明記してはどうか。(2件) | 令和2年度の実績見込については、過去の実績等を勘案し、118人/月と推計しており、利用者数の減少理由は、個々の利用状況によるものです。本計画の実績(見込)値等については、本市で障害福祉サービス等の支給決定を受けている方が対象となることから、市外の事業所を利用されている方も実績(見込)値等に含んでおります。 |
| 10 | 第3章 計画の基本方針 2 希望する障がいのある人等への日中活動系サービスの保障 | 重度心身障がい児者が利用できる施設が限られており、医療的ケアが必要な場合は対応できないなど保護者の負担が大きいです。学校卒業後に行ける施設も1か所しかなく、何かあれば市外の施設に預けるしかない。できるだけ地元地域で生活ができて、施設入所生活になってもすぐに会いに行ける環境を作っていただきたい。(10件) | 事業所や関係機関等に情報交換や連携を図りながら新たな事業所の参入を働きかけるとともに、受け入れ先の確保に向けて努めてまいります。 |

| | | | |
|-----|--|---|--|
| 1 1 | <p>第3章 計画の基本方針</p> <p>3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実</p> | <p>家族が介護できないときやひとり暮らしの経験ができるような、地域で自宅の次に暮らせる場所があるとよいと思う。福祉ホームを検討してはどうか。親亡き後やグループホームについて、早い段階で学習できるよう支援体制を計画してほしい。(4件)</p> | <p>関係機関と連携し、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、高齢化や親亡き後を見据えて地域生活支援拠点を整備し、体制の整備に努めてまいります。</p> |
| 1 2 | <p>第3章 計画の基本方針</p> <p>6 障がいのある子どもを支援する体制の確保</p> | <p>赤穂市障害者自立支援協議会にはこども部会が設置されているが、各関係機関は十分連携しているのか。</p> | <p>行政、教育、障がい児福祉サービス事業所、関係団体等が参加する自立支援協議会こども部会では、それぞれの課題や事例検討をはじめ、個別のケース検討会議の開催など連携を図っています。</p> |
| 1 3 | <p>第3章 計画の基本方針</p> <p>7 感染症対策の推進</p> | <p>感染症発生時においては、具体的にどこが中心となりどんな対策を進めていこうとしているのか。</p> | <p>感染症対策については、兵庫県と連携し、対応を図るとともに、事業所において感染症が発生した場合に備え、各事業所等との連携強化に努めてまいります。</p> |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 1 4 | 第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 | 各目標について、前期計画の目標値に対する実績と評価を付し、その上で今期計画の目標値を掲出すべきではないか。(3件) | 福祉施設の入所者の地域生活への移行については、現時点で実績等が確定している令和元年度の数値に基づいて記載しておりますので、ご理解をお願いします。 |
| 1 5 | 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 入所者削減目標数に死亡者は入っていないのか。地域移行された方の数値は正しいのか。 | |
| 1 6 | 第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 地域生活支援拠点等の機能を更に強化させるためには、具体的にどんな点を検討しなければならないか明記すべきだ。 (2件) | 地域生活支援拠点等の機能強化については、自立支援協議会において運用状況等の検証、検討を実施し、障がいのある人が安心して地域で暮らしていけるよう体制を整備し、関係機関等と取り組んでまいります。 |
| 1 7 | 第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 5 障がい児支援の提供体制の整備等 | 児童発達支援センターの設置が圏域内で設置と記載されていますが、障がい児が通うには距離が遠い。 | 児童発達支援センターについては、国の基本指針により、圏域内での設置としておりますので、ご理解をお願いします。 |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 18 | <p>第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標</p> <p>7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> | <p>市内で受けることができる障害福祉サービスの質を向上させるためにどのような取り組みを行っているのか。また、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を実施し、その結果を関係機関に共有するなどしてサービスの質の向上につなげていただきたい。(2件)</p> | <p>兵庫県と連携して、毎年事業所等に対して指導監査を実施しており、今後も継続して実施してまいります。</p> |
| 19 | <p>第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策</p> <p>1 訪問系サービス</p> | <p>訪問系サービスを利用したいときは福祉課の窓口へ行けばいいのか。利用方法や利用できる障害支援区分を教えてください。</p> | <p>障害福祉サービス等の利用希望については、市社会福祉課障がい福祉係へお問い合わせください。利用できる障害支援区分については、各サービスにより異なりますが、市及び関係機関等が連携して対応をいたします。</p> |
| 20 | <p>第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策</p> <p>1 訪問系サービス</p> <p>(2) 重度訪問介護</p> | <p>居宅介護と重度訪問介護の違いは何か。重度訪問介護の利用者が少ないのは説明不足が原因ではないでしょうか。</p> | <p>居宅介護と重度訪問介護の主な違いは、居宅介護は居宅において身体や家事援助等を行うのに対し、重度訪問介護は、居宅のみならず外出時の移動中の介護等含めて総合的に行うものです。利用実績については、重度訪問介護の対象者が少なく、また希望者も少ないことから、今後も周知に努めてまいります。</p> |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 2 1 | 第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 1 訪問系サービス | 行動援護が減少傾向とあるが、利用を絶たれた方を把握した上での見込なのか。 | 行動援護の見込数については、個別具体的な理由は把握できておりませんが、過去の実績等を踏まえて推計し、掲載しております。 |
| 2 2 | (4) 行動援護 | どのような障害支援区分の方が利用できるのか。外出の援助をしてくれると行動が広がり、生活の質も上がると思う。 | 行動援護の利用については、障害支援区分3以上の方が対象となります。障がいのある人の生活の質を向上させるため、引き続きサービス等について周知に努めてまいります。 |
| 2 3 | 第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 2 日中活動系サービス (1) 生活介護 | 令和3年度の実利用者見込数が令和2年度と同数になっている。令和3年度は特別支援学校を卒業して生活介護を利用する予定の生徒がいるが、その増加分は見込まれていないのか。(2件) | 令和3年度以降の利用実績見込等は、新規利用者を勘案し、過去の実績等を踏まえて推計し、掲載しております。 |
| 2 4 | 第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 2 日中活動系サービス (2) 自立訓練(機能訓練) | 当事者の高齢化による機能低下や移動が困難な障がい児の場合、市内に自立訓練(機能訓練)のサービス提供事業所があればそのニーズは高いと思われるが、本市における必要なサービス提供体制の確保について、どのように考えているのか。 | 市内に事業所はないことから、近隣の事業所の利用を図っております。 |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 25 | <p>第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策</p> <p>2 日中活動系サービス</p> <p>(9) 短期入所(ショートステイ)</p> | <p>市内には、医療型のサービス提供事業所がないが、医療的ケアを要する重度心身障がい児のショートステイにおける受け入れの確保も「必要なサービス提供体制の確保に努めます」の内容に含まれるのか。代替サービスとして介護老人保健施設の利用の検討はされているのか。</p> | <p>サービス提供の確保には、医療的ケアを要する重度心身障がい児のショートステイの受け入れ確保を含みます。なお、介護老人保健施設の利用については、代替サービスの一つであると考えられますが、介護保険制度との関係で課題等が多くなりますので、今後の検討課題とします。</p> |
| 26 | <p>第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策</p> <p>3 居住系サービス</p> <p>(2) 共同生活援助(グループホーム)</p> | <p>令和3年度の実利用見込者数が50人/月となっているが、令和3年3月開設予定のグループホームは定員が7名と聞いている。令和2年度が実績見込の42人/月なので、49人/月ではないか。</p> | <p>令和3年度の実利用者数見込値については、新規開設のみではなく、過去の実績等も踏まえ推計しております。</p> |
| 27 | <p>第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策</p> <p>3 居住系サービス</p> <p>(3) 施設入所支援</p> | <p>赤穂市内の入所施設の定員は224名/月だが、本計画では令和2年度の実利用人数(見込)が64名/月となっている。これは224名/月のうち、赤穂市民の方が1か月に利用されている方が64名ということによいのか。</p> | <p>実利用人数は、市内の入所施設の定員に対する人数ではなく、本市で障害福祉サービス等の支給決定を受けている方が対象であり、市外施設を利用されている方も含めて64名/月と推計しております。</p> |
| 28 | | <p>この書き方では利用人数と施設定員の関係性が見えてこない。定員数も含めて標記する方法に変更してほしい。せめて市外施設に入所されている赤穂市民の人数を提示すべきではないか。また、退所理由を人数ごとに提示して教えてほしい。</p> | <p>本計画の見込値は、本市で障害福祉サービス等の支給決定を受けている方がどの位のサービスを利用されるかといった視点から推計しており、退所理由ごとの人数は集計していませんので、ご理解をお願いします。</p> |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 29 | <p>第6章 障がいのある子どもに対するサービス等の見込量と今後の方策</p> <p>1 障害児通所支援</p> | <p>総量規制について、兵庫県より事業所等の指定がなされないとは、どういう意味か。計画値が低いのに計画値に達してしまふと何らかの指定がされず、サービスが増設できないことがあるということなのか。</p> | <p>児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定については、必要なサービス量が確保できていると考えられる場合には、兵庫県による新規指定がなされない場合もあるということをご理解をお願いします。</p> |
| 30 | <p>第6章 障がいのある子どもに対するサービス等の見込量と今後の方策</p> <p>1 障害児通所支援 (2) 医療型児童発達支援</p> | <p>「今後事業所開設等に向けた働きかけを行います。」とあるが、事業所の開設が難しい場合、関係機関との連携という観点から、市内医療機関との連携によるサービスの確保はできないものなのか。</p> | <p>どのような形でサービスが提供できるのか、今後の課題として研究してまいります。</p> |
| 31 | <p>第6章 障がいのある子どもに対するサービス等の見込量と今後の方策</p> <p>1 障害児通所支援 (2) 医療型児童発達支援 (5) 居宅訪問型児童発達支援</p> | <p>計画期間最終年(令和5年度)に突如数字が計上されている根拠は何か。なお(2)は第1期計画でも同様の数字が記載されている。</p> | <p>現在、本市に事業所はないものの、市外事業所の利用を見込み、令和5年度に利用見込数を計上しています。</p> |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 3 2 | <p>第6章 障がいのある子どもに対するサービス等の見込量と今後の方策</p> <p>1 障害児通所支援 (3) 放課後等デイサービス</p> | <p>令和2年度の実績見込と令和3年度の見込数からすると、新規利用者は月5回程度しか利用できないこととなりますが、これで「支援」と言えるのか。</p> | <p>数値については見込数値であり、利用できるかどうかを示したものではありませんので、ご理解をお願いします。</p> |
| 3 3 | <p>第6章 障がいのある子どもに対するサービス等の見込量と今後の方策</p> <p>2 障害児相談支援 (2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置</p> | <p>第1期計画でもコーディネーターの配置が計画されていることから、実績値は0人を記載すべきではないか。</p> | <p>ご意見のとおりですので、平成30年度から令和2年度までの実績（見込）値を「-」から「0」に修正します。</p> |
| 3 4 | <p>第6章 障がいのある子どもに対するサービス等の見込量と今後の方策</p> <p>2 障害児相談支援 (3) 発達障がい者等に対する支援</p> | <p>ペアレントトレーニングの記載のみだが、発達障がい者への支援やピアカウンセリングの導入の検討はどのように考えているのか。（3件）</p> | <p>発達障がい者への支援として、ピアカウンセリングの導入やその他の支援策については、ニーズや他市の実施状況等を踏まえ、調査・研究に努めてまいります。</p> |

| | | | |
|-----|---|---|---|
| 3 5 | 第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項 | 実績や計画値に「実施」と記載されているものは、具体的な数字(回数や件数、人数等)を記載することはできないのか。(3件) | 兵庫県が策定する「第6期兵庫県障害福祉推進計画」の設定値が「実施の有無」となっているため、県計画に合わせた記載としております。 |
| 3 6 | 第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 理解促進研修・啓発事業 | 障害者を理解してくれる機会を増やしてほしい。(2件) | 本計画の第7章の「1 理解促進研修・啓発事業」に記載のとおり、障がい者への理解を深めるための研修・啓発事業に努めてまいります。 |
| 3 7 | 第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項 4 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度について、もっと重要視し支援を進めてほしい。 | 成年後見制度利用の支援については、市社会福祉課窓口や基幹相談支援センターで対応しておりますので、ご相談ください。 |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 38 | 第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1.1 その他の事業 (4) 訪問入浴サービス事業 | 訪問入浴サービスの実利用者が「1人/年」となっていて、市内には事業所がないと記載されているが本当か。市外事業所がサービス提供しているのか。 | 市内に訪問入浴サービスの事業所はありません。市外の事業所を利用されております。 |
| 39 | サービス事業 | 「居宅介護」「重度訪問介護」の入浴サービスと「訪問入浴サービス」の違いと、利用できる条件を教えてください。 | 居宅介護・重度訪問介護の入浴介助は、介護員が自宅の浴槽を利用しますが、訪問入浴サービスは、事業者が提供する持ち込み式の浴槽を利用します。訪問入浴サービスの利用条件は、65歳未満の在宅者で、 (1)身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者等 (2)常時臥床の状態にある者で、居宅での入浴が困難な者 (3)健康上入浴に支障がないことが医師の意見書等で確認できる者 (4)原則として家族等の付き添い者がいること などがあります。ただし、介護保険の訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護を利用する者を除きます。 |
| 40 | 第8章 計画の推進 4 計画の評価・点検 | どのように評価・検証(PDCAサイクル)が行われたのか。 | 自立支援協議会において前年度の実績報告、評価、次年度に向けた改善点等の協議を行い、事業を行っております。 |

| | | | |
|-----|-----|---|--|
| 4 1 | 全般 | 赤穂市の障がい福祉の課題や問題点を計画上に掲載し、その課題にどのように取り組むのか具体的に記載する必要がある。(16件) | 本計画は、赤穂市障がい者福祉長期計画のうち、数値見込量等を示している「赤穂市障がい福祉計画及び赤穂市障がい児福祉計画」に係る部分の策定であり、市の障がい福祉に係る課題や問題点は、赤穂市障がい者福祉長期計画の「第3次赤穂市障がい者福祉プラン」に記載しております。また、具体的な取り組みについては、事業を実施するうえでの個別施策であり、本計画には記載いたしません。関係機関と連携し、障がいのある人が安心して暮らしていくための体制整備に努めてまいります。 |
| 4 2 | | 障がいのある人が利用する市内の施設が足りていない。特に、グループホームや入所施設、短期入所の施設がないので確保するため、具体的な取り組みを明示してほしい。(5件) | 本計画は見込量等を示した計画となっており、障がいのある人が安心して地域で暮らしていけるよう、事業所や関係機関と情報交換や連携を図り、体制整備に努めてまいります。 |
| 4 3 | | 見込量の考え方について教えてほしい。人数には赤穂特別支援学校の卒業予定者の人数が入っていないように思う。この見込数で全員が利用できるのか。(4件) | 本計画では、本市において障害福祉サービス等の支給決定を受けている方を対象として、市内外の事業所を利用する見込量を示しており、利用できるかどうかを示したものではありませんので、ご理解をお願いします。 |
| 4 4 | その他 | パブリックコメントの認知度が低い。また、記名や連絡先を記入し意見することはハードルが高いと考えるので、無記名でも意見ができる形が可能ではないかと考える。さらに、当事者の家族や手帳所持者等に郵送で意見を募れば、たくさんの意見が集まるのではないかと。(2件) | パブリックコメントは、赤穂市市民参加に関する条例に基づいて広く市民の意見等を求める方法で実施しており、住所、氏名、電話番号を記載していただくこととなっておりますので、ご理解をお願いします。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 4 5 | 赤穂市障がい者福祉長期計画案にアクセスしたが、ページ数が多く目とおすだけでも時間がかかる。資料をPDFだけではなく、タブを付けたリして知りたいタイトルへアクセスできるようにするとか、計画・方針・目標より実施や推進について目が通せるようにしていただくと理解しやすい。 | パブリックコメントに係る計画案(資料)の掲載方法については、今後の課題として検討してまいります。 |
| 4 6 | 各種の障害福祉サービスがあることを市民に知らせるために、市はどのような工夫をされているのか。自立訓練などは過去の実利用者数が「0」または少数であるのは、このようなサービスを知らないのではないか。(2件) | 障害福祉サービスについては、窓口に来られた際に作成したパンフレットでご説明させていただいており、また、市ホームページ等でも周知しております。また、早かごセミナーの活用や民生委員児童委員を対象とした研修、社会福祉協議会が実施する研修等でも周知しております。引き続きサービスの利用促進等のため周知に努めてまいります。 |
| 4 7 | 障がい児者を対象としたスポーツ等余暇活動の場を充実してほしい。障がいのある人の創作活動や交流促進等を推進し、共生社会づくりの実現を目指してほしい。(3件) | 赤穂市障がい者福祉長期計画に記載のとおり、教育委員会スポーツ推進課と連携し、だれもが、いつでも、どこでもスポーツ活動や文化活動に親しめるよう、機会の提供等に努めてまいります。 |
| 4 8 | 小学校就学後の支援施設に市立の施設がないのはなぜか。また、アフタースクールに比べ、利用時間が短いのはなぜか。利用時間改善の方策は計画案にあがっているか。 | 近年、放課後等デイサービス事業について、新規参入の事業所があることから、市立施設の設置は考えておりません。なお、利用時間については、各事業所で設定されますので、ご理解をお願いします。 |
| 4 9 | 市内の小学校ではアフタースクールが各学校で利用できるのに、赤穂特別支援学校では環境が整っていない。同じ市民であるのに市による環境が計画されないのはなぜか。 | アフタースクール子ども育成事業は、市立小学校の就学児童を対象に支援を行っており、赤穂特別支援学校は県立施設であることから、ご理解をお願いします。 |

| | | |
|----|---|--|
| 50 | 療育手帳申請時の医師の診断書は市内で可能となっているのか。可能となっていないのであれば計画を希望する。 | 療育手帳申請時には医師の診断書の提出は原則不要であり、18歳未満は兵庫県こども家庭センター、18歳以上は県立知的障害者更生相談所において、心理検査と医師の診断により判定されることとなっています。 |
| 51 | 療育手帳の更新案内を計画してほしい。更新は3年後や5年後となるため、案内をしてほしい。 | 療育手帳の更新については、現在は保護者又は本人が更新時期を確認のうえ申請していただくこととなっておりますが、更新申請の案内については、今後の検討課題とさせていただきます。 |
| 52 | 放課後等デイサービスと日中一時を利用しているが、両方の領収書を市役所の窓口へ提出して払い戻しをしている。支払い形態を検討してほしい。 また、払い戻しについて、市役所からの案内はなかったが、現在は利用者への案内はできているのか。 | 高額障害福祉サービス費等の払い戻しについては、世帯の基準額に対して、実際に自己負担している額がどのくらい超過しているかを確認するために、領収書を提示していただいております。案内については、現在行っていませんので、今後の検討課題とさせていただきます。 |
| 53 | 支援学校で給食センターから運ばれた食事を子どもの状態に合わせ、教室で担任がカットばさみで小さく切ったりしていた。衛生面でもそうだが教師の仕事ではないと思った。配膳室を準備し栄養士を配置する等、計画してほしい。市での対応が難しければ、県と連携し、検討願いたい。 | 県立赤穂特別支援学校への給食は、兵庫県教育委員会の要請に基づく委託契約により、本市給食センターが献立・調理・運搬等の業務を行っています。ご要望の内容は県にはお伝えいたしますが、児童・生徒への対応については、特別支援学校において検討されるべき事柄ですので、ご理解をお願いします。 |
| 54 | 支援員の研修等は各事業所任せなのか。市として事業所支援員の研修費の補助は検討しないのか。 | 事業所支援員の研修等については、各事業所において実施されるべきものであります。市においても、自立支援協議会の部会等を通じて人材育成を図っていくことを検討しております。 |

| | | |
|----|---|--|
| 55 | 赤穂特別支援学校高等部卒業後、就職したものの離職した場合の障がい者の生活確保が有効に働いているのか。 | 障がいのある人が離職した場合における生活の確保については、市又は基幹相談支援センター、相談支援事業所等にご相談いただければ、本人の状況や今後の生活の希望等を聞き取り、障害福祉サービス等の利用等、安心して生活ができるように支援してまいります。 |
| 56 | 放課後等デイサービスの利用時間に比べ、生活介護や就労事業所は利用終了時間が早く、保護者がフルタイムで働くことが難しい。15時から17時に利用できるサービスを紹介したり、拡充してほしい。(2件) | 生活介護や就労事業所の利用終了時間以降に利用できるサービスについては、市内事業所により日中一時支援サービスがありますので、ご利用をご検討ください。 |
| 57 | 障がいのある人が相談できる場所を増やしてほしい。 | 市に設置している基幹相談支援センターや相談支援事業所をご利用ください。 |
| 58 | 市内事業での受け入れ先がなく、市外の施設を利用しなければならないので、ガソリン代等交通費の補助をしてほしい。 | 市外施設を利用されている方への交通費等の助成については、他市の実施状況等も踏まえ、研究してまいります。 |
| 59 | 医療的ケアが必要な人が利用できる生活介護事業所には看護師が1名しか配属されていない。複数の医療的ケアが必要な人が利用する場合でも1名体制は変わらないとのことである。これでは安心してサービスを利用できる状態とはいえないため、市として予算を確保し、市民病院の看護師を派遣してほしい。 | 生活介護事業所の人員配置については、事業所又は事業所を有する法人内でご検討いただくこととなりますので、ご理解をお願いします。 |

| | | |
|-----|----------------------------|--|
| 6 0 | バスなどの公共車両の運行回数や時間を増やしてほしい。 | 市内循環バスゆらのすけについては、令和2年1月から全ルート週3日運行に増便したところであります。路線バスのダイヤについては、過去の利用実績等を勘案し、運行主体である(株)ウエスト神姫が決定しておりますが、今後もニーズ等を踏まえ、同社に検討をお願いしていきます。 |
| 6 1 | 駅前映画館用の駐輪場を増やしてほしい。 | 自転車で映画館を含むプラット赤穂内施設にお越しいただく場合は、赤穂駅北自転車駐輪場または近隣の民間駐輪場をご利用ください。 |
| 6 2 | 公共図書館を増やしてほしい。 | 赤穂市立図書館の分館等を新たに設置する計画は現在のところありません。市内の地区公民館8館には図書室が設けられ、全市的な対応がなされておりますので、これらの施設もあわせてご利用ください。 |
| 6 3 | 市内の街灯の設置場所を増やしてほしい。 | 市内の街灯については、毎年度、自治会長等の要望に基づき設置しているところでありますので、必要な個所については地区の自治会へご相談ください。 |
| 6 4 | 子どもが遊べる場所を増やしてほしい。「公園」など。 | 赤穂市は近隣でも有数の公園が整備されているところでもあり、土地区画整理事業の進捗や周辺の宅地化の状況を勘案しながら、公園の整備等に努めてまいります。 |
| 6 5 | 障害者が使いやすい公共施設を作してほしい。 | 兵庫県の福祉のまちづくり条例に基づき、建物や道路をはじめとした公共施設のバリアフリー化に順次取り組んでおります。今後も、障がいの有無に関わらずだれにもやさしいまちづくりに取り組むため、公共施設のバリアフリー化を推進します。 |

